

「鹿児島県青少年保護育成条例の一部改正（案）」 に係るパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和7年12月12日（金）～令和8年1月11日（日）

2 意見提出件数

1件

3 意見の内容と県の考え方等

No	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方等
1	1 「青少年」の定義の改正	<p>本改正には賛成です。 近年、6歳未満の子どもであっても犯罪被害や有害環境の影響を受ける事例が増加しており、年齢によって保護の対象外とする合理性は低下しています。 「18歳未満」と明確に定義することで、年齢に関わらず一貫した保護が可能となり、子どもの権利と安全をより実効的に守ることができます。 全国的にも同様の改正が進んでおり、社会状況に即した適切な見直しであると考えます。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。 今後とも、青少年を取り巻く環境の変化に適切に対応し、青少年の保護と健全な育成に取り組んでまいります。</p>